

意見書

平成16年8月24日

総務省 総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

東京都自動車会議所
専務理事 花澤宏行
〒164-0012
東京都中野区本町 6-22-11
Tel. [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

自動車関係団体である東京都自動車会議所は、貴省が時代の変化を先取りし常日頃、電波の有効利用に取り組まれていることに敬意を表するものであります。

ただ、貴省の「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」では、納付義務者の範囲を広げて免許不要局から電波利用料を徴収することも検討課題とされております。

自動車業界は新たな無線システムを活用し、クルマ社会の安全性、利便性の向上にも取り組んでおりますが、将来仮に免許不要局から電波利用料を徴収することにもなれば、こうした努力に水をさすことにもなりかねないと危惧しているところであります。当会議所といたしましては、今般の最終報告書（案）に対しまして、下記の通り意見を申し述べます。

記

◆免許不要局からは現行どおり電波利用料を徴収しないでいただきたい。

1. 免許不要局から電波利用料を徴収すると、国民が自由に電波を利用できる環境を阻害する恐れがある。
2. 諸外国では免許不要局からは電波利用料を徴収しておらず、日本だけが徴収すれば諸外国との整合性がとれず、海外から貿易障害として反発を受け、将来に禍根を残しかねない。

—以上